

上尾市長等政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 6 4 号

上尾市長等政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市長等政治倫理条例施行規則（令和 3 年上尾市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで」を「午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市長等政治倫理条例施行規則第 1 0 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後の資産等報告書等の閲覧について適用し、同日前の資産等報告書等の閲覧については、なお従前の例による。